

水道施設台帳の整備について

長野県環境部水大気環境課

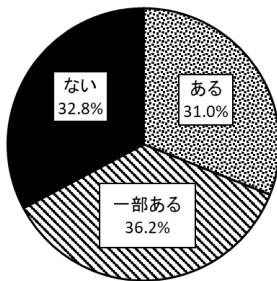
1 水道施設台帳の必要性について

- 1 水道施設の適切な管理（維持管理水準の底上げ）
- 2 アセットマネジメントの精度向上
- 3 大規模災害時等の危機管理体制の強化
- 4 広域連携や官民連携等のための基礎資料として活用

2 水道施設台帳の整備状況（R2.3 県独自調査結果）

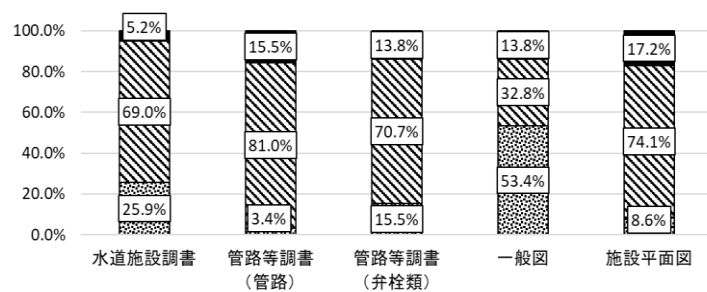
【上水道・用水供給事業】

水道施設台帳のデータ保有状況



※電子媒体の保有状況を示す

台帳に整備すべき調書・図面に係る情報の保有状況

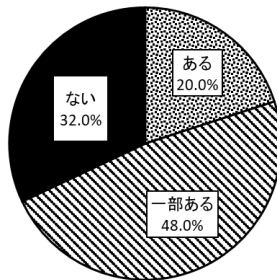


ある 一部ある(一部わかる) ない

※紙・電子媒体の保有状況を示す

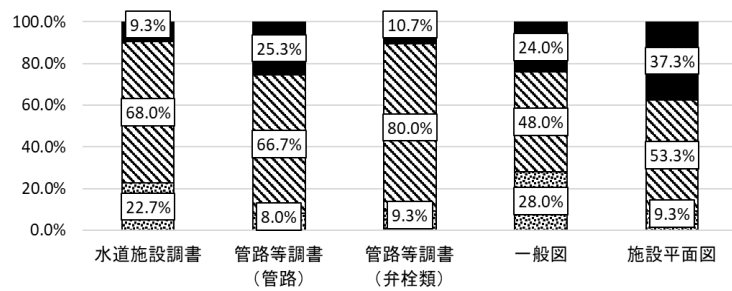
【簡易水道事業】

水道施設台帳のデータ保有状況



※電子媒体の保有状況を示す

台帳に整備すべき調書・図面に係る情報の保有状況



ある 一部ある(一部わかる) ない

※紙・電子媒体の保有状況を示す

3 水道施設台帳整備に活用可能な財政支援制度

◇生活基盤施設耐震化等交付金

- ・ 広域化事業
 - ・ 水道施設台帳電子化促進事業
 - ・ 水道施設台帳整備事業（1事業者上限100万円）
 - ・ 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業
- 上記いずれのメニューも交付率は1/3

水道施設台帳を整備（電子化含め）する取組について、各財政支援制度を活用しながら早急に進めていく必要がある。

※令和4年9月30日までに整備することが水道法で求められている。